

令和7年度

庁舎カメラ増設工事

仕様書

南城市役所 財政課

1. 調達物品、数量

監視カメラ設備 1式

2. 目的

来庁者・職員の安全性の確保や、防犯・犯罪抑止、セキュリティレベルの向上等を目的に、市役所庁舎内に監視カメラ設備を増設する。

3. 納入場所

南城市佐敷字新里1870番地 南城市役所

4. 納入期限

令和8年3月31日まで

5. 機器の構成、設置箇所、規格及び数量

機器の構成、設置箇所については、別添図面のとおり  
規格及び数量は別表1のとおり

6. 監視カメラ設備仕様

- (1) 別表1(調達物品)の品名毎の仕様に基づくこと。
- (2) 納入する機器は新品であり、かつ国内市場にて製造・保守サポートが確立しているメーカーの機器であること。
- (3) 監視カメラ設備の保証期間は検収後1年とし、設計・製作・施工の不備により生じた故障は無償にて速やかに修復する。
- (4) 納品される製品は、既存設置された監視カメラ設備と相互に互換性を有し、連携した動作を保証するものとする。提出した証明書類に記載された製品以外の製品の納品は認めないものとする。
- (5) その他仕様書に明示されていない事項で疑義が生じた場合は、発注者の指定する職員(以下「監督職員」という。)と協議する。

7. 現場条件

- (1) 監視カメラ設備の搬入及び設置時期については、監督職員の指示に従うものとする。
- (2) 作業時間は原則として平日の午前8時30分から午後5時までとするが、業務時間内での作業が困難な場合があるため、状況によっては業務終了後又は土曜日・日曜日・祝日の作業となることも了承すること。作業日時については事前に監督職員と打合せのうえ決定すること。また、搬入時等に使用できる駐車場は、指定

された場所以外は使用出来ない。

- (3) 監視カメラ設備の搬入及び設置にあたっては、建物等に損傷を与えないよう十分注意し、必要に応じて養生等を行うものとする。
- (4) 梱包材料等は受注者の責任において処分すること。

#### 8. 成果物等の提出

- (1) 監視カメラ設備の設置図、配線図、構成図 1式
- (2) 監視カメラ設備の仕様書・取扱説明書・保証書 1式
- (3) 監視カメラ設備の設置状況写真（設置前・設置中・設置後） 1式

#### 9. その他の事項

##### (1) 守秘義務

この作業の実施期間中及び実施完了後においても、この作業の実施において知り得た事実については、一切他に漏らしてはならない。

##### (2) 補足事項

この仕様書に定めない事項及びこの作業の実施について疑義が生じたときは、監督職員と協議し、その指示に従うものとする。